

広島県公安委員会公告第205号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年9月15日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

1 審査の種類

技能検定員審査（大特・牽引）

2 審査の期日

令和4年10月21日

3 審査の場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

広島県運転免許センター

4 審査の対象者

法第99条の2第4項第2号の規定に係る者

5 審査の方法

規則第4条に規定する方法により実施

6 審査の申請手続等

(1) 申請に必要な書類

ア 技能検定員審査申請書	1通
イ 審査手数料計算表	1通
ウ 自動車運転免許証の写し	1通
エ 技能検定員資格者証の写し	1通

(2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請書等の提出期限

令和4年10月13日